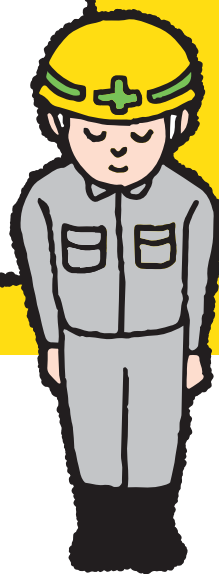


危険な 空き家の 解体工事費用を 最大40万円 補助します。

空き家を
解体する前に
ご相談ください。



八戸市危険空き家等除却事業補助金

八戸市では、利活用が困難で危険な空き家の解体に要する費用の一部を支援しています。

申請期間

2026 5/7 〔木曜日〕 ~ 2026 11/13 〔金曜日〕

申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。(先着順)

受付の流れ

- 市へ事前調査申請 提出期限 2026 11/13 〔金曜日〕
※事前調査は、市職員が敷地に立ち入り補助対象物件を現地調査します。現地調査は外観目視で行います（空き家内部の調査は行いません）が、敷地内の草木の繁茂や、スズメバチ等の害虫が発生している等の理由で空き家に近づくことができない場合、正確な調査を行うことができません。事前調査を申し込みの場合は、あらかじめ敷地内の草木伐採や害虫駆除をお願いします。
- 市が建物を調査・判定・結果通知
- 市へ補助金の交付申請 提出期限 2026 12/11 〔金曜日〕
- 市が補助金交付決定通知
- 除却工事の請負契約・着手
- 工事の完了・代金の支払い
- 市へ完了報告 提出期限 2027 2/12 〔金曜日〕
- 市が申請者へ補助金確定通知
- 市が補助金を申請者の口座へ振り込み

補助金額

工事費用の $\frac{4}{5}$

補助上限額

20~40万円

区分		補助上限額
居住誘導区域内	無接道敷地	40万円
		30万円
居住誘導区域外	無接道敷地	30万円
		20万円

八戸市立地適正化計画の居住誘導区域とは？

将来にわたって自家用車を利用しなくても住みやすい・住み続けられるまちを目指して、公共交通を利用しやすい場所に居住をできるだけ誘導していく区域のこと。

八戸市危険空き家等除却事業補助金



補助対象空き家

▶ 次の①～④の全てに該当する空き家

- ① 市内に所在し、空き家となっている住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満の店舗等併用住宅を含む。）
- ② 八戸市管理不全空家等及び特定空家等判断基準（令和7年増補改訂）に規定する判定票Aに基づく評点の合計が100点以上であって、かつ、当該空き家が倒壊又は部材が落下した場合等に、周辺の建築物や通行人等に対し保安上危険となるおそれがあり、その危険等の影響度や切迫性が高いと判定された空き家であること。
- ③ 所有権以外の私権が設定されていないこと。
- ④ 故意に破損させたものでないこと。

補助対象者

▶ 次の①～⑤の全てに該当する個人

- ① 対象となる空き家の所有者又は相続人
- ② 市税を滞納していないこと。
→ 補助対象世帯の構成員全員
- ③ 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
→ 補助対象世帯の構成員全員
- ④ 除却工事の実施にあたり、国及び地方公共団体等からの補助を併せて受けていないこと。
- ⑤ 過去に当該補助金の交付を受けていない者。

補助対象工事

▶ 補助対象空き家の全部を除却し、敷地を更地にする工事とする。

▶ 補助対象工事は、市内に本店、支店等を有する法人または個人事業主であってかつ、次のいずれかに該当する者に請け負わせるものとする。

- A 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。）を受けた者
- イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者

▶ 補助対象工事は、交付決定後に着手するものとする。

空き家を解体する前にご相談ください。



詳しくはコチラから！

お問合せ先

電話

0178-43-2824

FAX

0178-41-2302

QR

メール

toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

八戸市 都市整備部 都市政策課 青森県八戸市内丸1-1-1(別館6階)

